

- (注4) 労働市場テストとは、国内労働市場において求人が充足しなかったことを証明すること等を要件に受入れを行う制度をいう。
- (注5) 資料出所はアメリカ連邦労働省労働統計局であり、外国人労働者には外国生まれで帰化により米国籍を取得した者を含む。
- (注6) 資料出所はアメリカ連邦労働省労働統計局であり、外国人労働者には外国生まれで帰化により米国籍を取得した者を含む。
- (注7) 厚生労働省大臣官房国際課(2006)『2004～2005年海外情勢報告』p161、アメリカ連邦労働省ホームページ(<http://www.dol.gov/dol/topic/wages/minimumwage.htm>)参照
- (注8) 2007年7月から段階的に引き上げられ、2009年7月には7.25ドルとなることが決定している。
- (注9) 労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.36)』p10～17、p25～42参照

- (注10) 労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国の労働契約法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.39)』p320～330、中窪裕也(1995)『アメリカ労働法』弘文堂p274～282、マック・A・プレイヤー著・井口博訳(1997)『アメリカ雇用差別禁止法』木鐸社p27～46参照
- (注11) AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)は、アメリカにおける最大の労働組合の全国中央組織(ナショナルセンター)。職業別組合方式を目指すAFL(アメリカ労働総同盟)と、産業別組合方式を進めるCIO(産業別組織会議)が歩み寄り、1955年に合併し発足。組合員数は、約1,050万人。1995年にスウィニー現会長が就任。
- (注12) 「勝利のための変革連合」は、2005年6月にAFL-CIO傘下の5つの産業別労働組合により結成。その後、2つの産業別労働組合が合流。後に、組織名称をCTW(Change to Win)と変更しているが、この原稿では結成当初の名称で標記を統一している。組合員数は、約600万人

英国

1 経済情勢

英国の2007年の実質GDP成長率は3.1%と2006年を0.2ポイント上回っている。四半期ごとのGDP成長率では2007年第4四半期も前年同期比2.9%を維持している。

用失業情勢が密接に連動するようになったことが指摘されている。

なお、失業率は2005年後半以降いったん5.5%まで上昇した後、再び低下し、現在(2007年第4四半期)は5.2%となっている。

〈表2-11〉英国の実質GDP成長率

年月	(%、千人)									
	2003	2004	2005	2006	2007	1～3	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率	2.8	3.3	1.8	2.9	3.1	3.1	3.2	3.3	2.9	

資料出所 国家統計局ホームページ
(注) 実質GDP成長率は前年比又は前年同期比。

〈表2-12〉英国の雇用・失業の動向

年月	(%、千人)									
	2003	2004	2005	2006	2007	1～3	4～6	7～9	10～12	
労働力人口	29,675	29,909	30,239	30,698	30,875	30,763	30,821	30,915	31,000	
就業者数	28,186	28,485	28,774	29,030	29,222	29,059	29,159	29,272	29,398	
うちパートタイム	7,271	7,354	7,290	7,388	7,422	7,408	7,396	7,413	7,469	
パートタイム比率	25.8	25.8	25.3	25.4	25.4	25.5	25.4	25.3	25.4	
雇用者数	24,427	24,645	24,929	25,098	25,204	25,047	25,155	25,253	25,361	
失業者数	1,489	1,424	1,465	1,669	1,653	1,704	1,662	1,643	1,602	
失業率	5.1	4.8	4.9	5.4	5.3	5.5	5.4	5.3	5.2	

資料出所 国家統計局ホームページ
(注1) 労働力人口、就業者数、雇用者数及び失業者数の年数値は4半期の平均。
(注2) パートタイムの年数値は4四半期の平均であり、パートタイム比率は就業者数及びうちパートタイムより計算したものである。
(注3) 就業者数には、16歳以上で、雇用者、自営業者、無給の家族労働者及び政府支援の教育訓練受講者が含まれる。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

近年の雇用失業情勢としては、最近まで失業率が長期的な低下傾向にあったことが特徴として挙げられる。1975年以来失業率は5%を超え、一時は二桁の水準が続いていたが、2005年には4.9%まで改善した。

失業率改善の要因としては、景気拡大局面が続く中で、職業訓練、職業紹介プログラムの充実、また、保守党政権時代(1979年～1997年)に規制緩和の中で後退していった労働者保護法制の見直し(最低賃金制度の導入など)等により、労働市場が活性化し、景気と雇

(2) 雇用・失業対策の概要

現労働党政権による「福祉から就労へ」(Welfare to Work) 施策^(注1)の柱は、ニューディール(New Deal)と呼ばれる職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策である。一部の先行地域における導入期間を

経て1998年4月から全国的に実施されている。若年失業者や長期失業者への対策を中心に開始され、その後、対象を障害者、一人親、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大して実施されている。

ニューディールプログラム全体で、2007年8月までに297万人が参加し、このうち186万人がニューディールを通じて就職している。

(3) 若年者雇用対策

a 若年者向けニューディール(New Deal for Young People)

対象者は、18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり求職者給付(Jobseeker's Allowance)を受給しているすべての者である。強制参加であり、参加を拒否した者は求職者給付の受給資格を失う。参加者には、プログラム全体を通して参加者を支援する担当者(パーソナル・アドバイザー)が付けられ、以下のいずれかの段階で就職することを目指す。

(a) ゲートウェイ期間(Gateway)

パーソナル・アドバイザーとの面接を通じて、就職を阻害している原因を特定し、職業能力を判定しながら、就職に向けて集中的なカウンセリング、ガイダンス、求職活動支援等を行う(最長4か月間)。

(b) オプション期間(Option)

ゲートウェイ期間中に就職できなかった者は、パーソナル・アドバイザーと合意の上、以下のような訓練や就労体験プログラムに参加することが義務づけられる。

ア ボランティア部門や地方公共団体における就労(6か月間。求職者給付と同等の手当や訓練機会などが得られる)

イ 公的環境保全事業における就労(6か月間。求職者給付と同等の手当や訓練機会などが得られる)

ウ フルタイムの教育や訓練の受講(求職者給付を受給できる。最長12か月間)

エ 自営業を始める準備

(c) フォロー・スルー期間(Follow Through)

上記オプション期間終了時においてもまだ就職でき

ない者は、さらに26週間は助言及び求職活動に関する支援を受けることができる。

(d) 実績

2007年8月までに123万7,560人がこのプログラムに参加し、そのうち79万4,630人がこのプログラムで就職した。2007年5月現在の参加者は、9万1,200人である。

b コネクションズ・サービス(Connexions Service)

(a) 概要

コネクションズ・サービスは、これまでの若者支援策がニートの若者をプログラムに参加させられなかったという反省に立ち、利用者である若者の声に基づいて、従来政策に関わっていた省庁や機関だけでなく、民間組織やNPOなども取り込み、若者に必要な支援をひとつに統合しようとする新しいサービスである。なお、このサービスが行われているのはイングランド地方のみである。また、コネクションズ・サービスは、①パートナーシップによる個々に合った相談や支援プログラムの提供、②コネクションズ・ダイレクトによる相談受付、③コネクションズ・カードによるポイントサービスが3本柱となっている。

1999年12月に発表された「コネクションズーすべての若者に最良のスタートを」(Connexions-the best start in life for every young person)を基にして行われている支援策である。

2000年学習技能法(Learning and Skills Act 2000)が根拠法令となっている。

(b) パートナーシップ

支援を必要とする若者が、支援体制の統合性の欠如によってサービスを受けられずに落ちこぼれ放置されるのを防ぐため、専門領域の違いなどを越えた支援体制と、パーソナル・アドバイザーのネットワークを構築する。早期からの総合的サポートシステムであり、13～19歳のすべての若者のすべての問題(教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等)に対して支援を行っている。

(c) コネクションズ・ダイレクト

コネクションズ・ダイレクトでは、インターネットサイト上で教育や職業、健康など若者向けに幅広く情報提供するほか、電話、電子メール、チャットによる若者からの多彩な相談に対して、アドバイスや支援を提供している。コネクションズ・ダイレクトのアドバイザーの相談受付時間は、毎日午前8時から翌午前2時までである。一般回線からの相談は無料で、アドバイザーから相談者への電話は、相談者の携帯電話にかけられる。

(d) コネクションズ・カード

コネクションズ・カードは、既存の学習カードにスマート・カード(ICを組み込んで情報容量を大きくしたカードであり、プリペイドカード、クレジットカードなどに使われる。)としての機能を付加し、より使いやすくなったものである。2001年1月から一部地域で導入され、2002年9月から本格導入された。7年の期限付きのプログラムであり、2007年2月末をもって終了した。

(e) ワンストップ・センター

ワンストップ・センターでは、若者がインターネットを使うことができるほか、教育、仕事、住宅、健康に関する情報提供を受けることができる。ワンストップ・センターは、2005年春現在で423か所が設けられている。また、都市以外に住む者のため、移動センターを設けているパートナーシップもある。

(f) 児童トラスト

ひとつの児童虐待・殺人事件が契機となり、統合的な児童政策の必要性が認識され、既存の児童関連政策を新たに設置する児童トラスト(Children's Trust)を核に地域レベルで統合的に実施する枠組みをつくることとなった。これに伴い、児童トラストの設置を促すため2004年児童法(Children Act 2004)が制定され、現在、コネクションズが果たしている役割は、2008年までに150の地域別に設置される児童トラストを核に各地域で担うこととなる。このため、コネクションズに提供されている資金は、2008年4月までに順次、150の地域当局に提供されるようになる。

児童トラストは、コネクションズのパートナーシップ

と同様に地域の子供施策に係る公的機関(地域行政当局など)、NPOなどで構成される共同事業体である。児童トラストが所掌する児童の年齢層は、コネクションズよりも更に広く(コネクションズは13～19歳を対象としていたが、新制度では0～19歳が対象。)、対象施策の領域も広くなり、地域の児童関連政策を総合的・統合的に提供するための諸活動を行うことが可能となっている。

(4) 高齢者雇用対策

a 英国において、政府や地方公共団体は、ごく最近まで早期退職傾向を黙認し、高齢者を就業継続あるいは再雇用するための施策を実施してこなかった。しかし、英国においても、他のEU諸国に比べると緩やかではあるが、人口の高齢化が進んでいる。高齢者を労働市場に参加させる必要性の認識は英国においても高く、1977年から実施されていた「高年齢者早期退職勧奨制度(Job Release Scheme)」は1988年に廃止された。また、1993年には長期失業者に対する職業訓練の上限を59歳から63歳に引き上げるとともに、高等教育への奨学金の対象者を50歳代前半まで広げた。1999年には、雇用における年齢差別禁止を促進するため、「雇用における多様な年齢層に関する行動規範(Code of Practice on Age Diversity in Employment)」が策定された。さらに、2年以上の失業者を対象とする就職促進プログラム「ニューディール25プラス」の高齢者版「ニューディール50プラス」が1999年に実験施行され、2000年4月から全国展開されている。

b ニューディール50プラス(New Deal 50+)

(a) 概要

仕事を探している50歳以上の者に対し、パーソナル・アドバイザーが1対1で相談に応じ、履歴書の書き方を教えたり、採用面接のための交通費の補助や、訓練・試用の機会を提供したりするなど、実践的な支援を行うプログラムである。1999年に実験試行が行われ、2000年4月に本格的に開始された。

(b) 年齢差別禁止法

EUの一般雇用機会均等指令に基づき、雇用及び訓練における年齢差別を禁止する規則である。2006年4月に議会の承認を受け、同年10月に施行された。

(5) 雇用保険制度**a 拠出制求職者給付(Contribution-based Jobseeker's Allowance:JSA)****(a) 制度の対象**

対象者は、原則として18歳以上年金受給年齢(男性は65歳、女性は60歳)未満の失業者であって、英国に居住している者である(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)。

(b) 受給要件

受給要件は次のとおりである。

- ア 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと
- イ 常時週40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行き、かつ直ちに就職し得ること
- ウ パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定(Jobseeker's Agreement)を締結し、2週間に1度ジョブセンター・プラスに来所すること
- エ 現在フルタイムの教育を受けていないこと
- オ 過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること

(c) 財源

労使の負担する保険料及び国庫負担が財源である。

(d) 給付内容

給付額は、受給者の受給開始時の年齢により、18歳未満の者は週35.65ポンド(約7,365円)、18~24歳の者は週46.85ポンド(約9,678円)、25歳以上の者は週59.15ポンド(約12,219円)と定められている(2008年8月平均。1ポンド=206.58円で計算)。週50ポンド(約10,329円)を超える年金を受給している場合には、求職者給付の受給額が減額される。

給付期間は、最大182日(26週)である。

b 補足的な失業者扶助制度(所得調査制求職者給付: Income-based JSA)

求職者給付のうち、所得調査制求職者給付は、失業保険と公的扶助との中間的な性格を有する。元々は所得補助^(註2)制度の一部であり、対象者、給付内容等は現在でもおおむね共通である。両者の違いは、受給者が就労可能であるか否かである。就労が可能でない者は所得補助の対象となるが、そうでない者は所得補助を受給することができず、求職者要件を満たした場合に所得調査制求職者給付を受給することとなる。

(6) 職業能力開発対策**a 職業資格**

1986年に発足した全国職業資格(National Vocational Qualification: NVQ)は、英国の職業全体を網羅する職業能力評価制度である。職種ごとに5つのレベルが設定され、学習者が設定されている基準を満たすことによって、その職務の遂行能力を有していることを証明する。資格レベルの段階が職種横断的であり、かつ、教育資格と関連づけられている点に特徴がある。対象となる職種は、2007年6月末時点で11分野699職種であり、90%以上の職種を網羅している。資格取得者数をみると、制度発足以来2007年6月末までに、約625万人がNVQ資格を取得している。

〈表2-13〉 NVQのレベルと能力要件

レベル	必要とされる能力と領域
1	種々の業務遂行に当たり、知能と技能を適用する能力。主に予測できる決まった作業ができる。
2	決まった仕事の中で一定の作業をするだけでなく、知識と技能を適用してある程度変化のある作業もできる能力。作業には単純作業ではない複雑なものも含み、仕事に対する責任と自主性も多少は要求される。作業グループまたはチームの中で他の者と共同で作業できることが必要とされる場合が多い。
3	多様な業務設定において、知識と技能を応用して広い範囲の活動ができる能力。業務は単純あるいは一定作業でない場合が多い。仕事に対してかなりの責任と自主性を持ち、他の者を監督し、作業の指導をする能力もしばしば要求される。
4	知識と技能を応用して広い範囲にわたる複雑で技術的、専門的な作業を行う能力。業務設定は幅広く、仕事に対する責任と自主性はかなり高度な程度が要求される。他の作業員の仕事に対する責任及び人材・資材の配置の責任が多くの場合必要となる。
5	多様かつしばしば予測困難な業務設定において、技能及び広範囲にわたる理論を応用することのできる能力。非常に高度な自主性と他の作業員業務及び資材の配置に対する高度な責任が要求される。更に、分析、判定、設計、計画、実行及び評価の確実な能力も要求される。

資料出所 QCA^(註3)ホームページ<http://www.qca.org.uk/index.html> JIL-PT 2003年No136「教育訓練制度の国際比較—ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、日本—」

b 養成訓練制度(Apprenticeship)

養成訓練制度は、新たな技術について学んだり、資格の取得を望んでいる若年者や成年者に働くことを基礎とした訓練を提供する。この制度は、英国における労働者と事業主の間の技術に関するギャップを埋めることを目的として実施されている。

かつては基礎現代版養成訓練(Foundation Modern Apprenticeship)と上級現代版養成訓練(Advanced Modern Apprenticeship)と呼ばれていたものが、2004年5月に以下のような体系に再編された。

- ① 14～16歳を対象とした「若年養成訓練(Young Apprenticeship)」
- ② 就労への入口(Entry to Employment)プログラム^(注4)に基づきNVQのレベル1を目指す「養成訓練への準備(Pre-Apprenticeship)」
- ③ NVQのレベル2を目指す「養成訓練(Apprenticeship)」
- ④ NVQのレベル3を目指す「上級養成訓練(Advanced Apprenticeship)」
- ⑤ 25歳以上の成人を対象とした「成人向け養成訓練(Apprenticeship for Adult entry)」

今までより多くの事業主がこのプログラムへの参加を決め、より多くの場所で様々な職種に対する訓練を受けられるようになった。

訓練を実施する事業主及び訓練供給業者は、サービスのレベルに関して中央政府が示す基準に合意している。この合意によってより上質でレベルの高い訓練を受けることができることが確約されている。

なお、2004年の制度改正により、14～16歳及び25歳以上の者も参加できるようになった。

c 成人向け仕事に基づいた学習(Work-Based Learning for Adults: WBLA)

WBLAは、1999年から開始され、①人材が不足している分野において必要な技術を習得させる、②就職に必要な技能を持たない失業者が就職できるようにするための技能を身につけさせる、③失業者が自営業を開始することができるようにするための技能を身につけさせる、などを目的としている。

WBLAにおける訓練では、特定の職種に就職するた

めの技能を身につけさせるための訓練及び、就職するために基本的に必要な準備が整っていない者に対する就職準備教育が行われる。

主に雇用機会を確保することが約束された提携企業における技能訓練及び、雇用機会とは関係ないが、訓練を提供してくれる企業における訓練が行われる。また、就職準備教育においては、読み書き計算などの基本的な技能が欠けている者に対する基本的教育や、職業経験の少ない者に対する職業体験教育などが行われる。

なお、当該訓練は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドで行われており、プログラムの内容については、地域ごとに異なっている。なお、イングランドにおけるWBLAは、ニューディール50+と提携した訓練も行われている。

(7) 外国人労働者対策

a 制度の概要

居住権(Right of Abode)^(注5)を有するすべての英国市民及び欧州経済圏(EEA)^(注6)の加盟国民は、居住と就労に制限はない。

ただし、2004年5月のEU新規加盟8か国(10か国中キプロス、マルタを除く)からの労働者については「労働者登録制度」(WRS)により管理している。これら以外の者が英国国内で就労を希望する場合には、原則として労働許可の取得を義務付けている(例外あり)。

b 外国人労働者の現状

(a) 労働力人口に占める外国人の割合^(注7)

2002年で4.6%である。

(b) 外国人労働者の失業率

2005年で9.0%である。

c 点数制度に基づく移民受入制度

(a) 概要

2006年3月、英国内務省は、新たな移民受入制度として「点数制に基づく制度」(Point-Based System)を発表した。

これは、現在約80ある入国区分を以下の5種類に簡

素化するとともに、学位・職業資格、予定収入額、英語能力、保証人の過去歴等に応じて与えられる点数の合計がそれぞれの区分ごとに定められている基準点数に達するか否かにより、移民申請し得るか否かを簡便に判断できるようにするものである。

- ① 専門・技術を有する者
- ② 英国内で不足している技能者
- ③ 一時的な労働力不足を補う単純労働者
- ④ 学生
- ⑤ 一時的労働者(ワーキングホリデーやコンサートを開催する音楽家等)

(b) 段階的導入

第1区分の技能者については、2008年6月から制度運用が開始され、その他の国からの移民希望者についても同年中に適用を開始される予定である。

その他の入国区分についても、手続の策定・試行、保証人の認定などの基盤整備をした後、受入区分ごとに段階的に導入される予定である。

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

英国の賃金上昇率は、近年、物価上昇率を上回る伸びを見せており、2004年以降は4%台で推移している。消費者物価は落ち着いた動きが続いている。

労働時間については、毎年ほぼ同等の水準で推移している。製造業の労働時間は、他の産業より1時間ほど長い。

労働災害発生件数、死亡災害発生件数及び労働損失日数は、それぞれ減少している。2006年度の労働損失日数は35,736千日と、2005年度に比べ5,278千日と大きく増加した。

〈表2-14〉英国の賃金及び消費者物価上昇率の推移

年月	2007									
	2002	2003	2004	2005	2006	1~3	4~6	7~9	10~12	
賃金上昇率	3.6	3.4	4.4	4.0	4.1	4.0	4.4	3.4	4.0	3.8
消費者物価上昇率	1.3	1.4	1.3	2.1	2.3	2.3	2.9	2.6	1.8	2.1

資料出所 国家統計局ホームページ
 (注) 賃金はボーナスを含む平均収入であり、四半期の数値は前年同期比である。

〈表2-15〉英国の週当たり実労働時間の推移

年	(時間)		
	計	製造業	サービス業
2004	39.5(1.6)	41.0(2.5)	38.9(1.3)
2005	39.4(1.5)	40.6(2.3)	38.8(1.2)
2006	39.4(1.5)	40.7(2.4)	38.9(1.2)
2007	39.4(1.3)	40.9(2.3)	38.8(1.1)

資料出所 国家統計局“Annual Survey of Hours & Workings”
 (注1) 調査はフルタイム雇用者を対象としている。
 (注2) カッコ内の数値は所定外労働時間で内数である。
 (注3) 4月時点の数値である。

〈表2-16〉英国の労働災害の件数及び労働損失日数

年	(件、千日)			
	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度(速報)
労働災害発生件数	132,131	122,922	120,268	114,222
死亡災害発生件数	236	223	217	241
うち被用者	168	172	164	185
うち自営業者	68	51	53	56
労働損失日数	38,551	35,426	30,458	35,736

資料出所 英国安全衛生委員会 (Health and Safety Commission) “Health and safety statistics 2006/07”
 (注1) 各年度は当該年の4月から翌年の3月までである。
 (注2) 労働災害発生件数は、3日以上休業を必要とする労働災害の発生件数である。

(2) 最低賃金制度(注B)

1998年制定の全国最低賃金法において、法的拘束力を有する最低賃金の適用対象、最低賃金の決定方式等を定めている。適用対象は英国で労働する労働者であり、家内労働者(home worker)及び派遣労働者(agency worker)にも適用される。

最低賃金には、①一般の最低賃金と、②18~21歳の若年労働者に適用される若年者最低賃金(Development Rate)及び③16~17歳の若年者に適用される最低賃金の3種類がある。2008年10月から適用される金額は、①一般の最低賃金は時間当たり5.73ポンド(約1,184円)、②18~21歳は時間当たり4.77ポンド(約985円)、③16~17歳は3.53ポンド(約729円)である。

〈表2-17〉英国の最低賃金額の推移

	(ポンド)					
	2003.10	2004.10	2005.10	2006.10	2007.10	2008.10
一般労働者	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52	5.73
18~21歳	3.80	4.10	4.25	4.45	4.60	4.77
16~17歳	-	3.00	3.00	3.30	3.40	3.53